

【別表1】

N D A Aペナルティ裁定基準

2025.11.27改正

ペナルティ事由	ペナルティ裁定基準（ペナルティに関する消費税は不課税となります。）																												
(1) 落札社の都合によるキャンセル (落札後1時間以内、かつ、セリ時間内で事務局が認めた場合)	50,000円+成約料+落札料																												
(2) 出品社の都合によるキャンセル	AA当日 50,000円+成約料+落札料 AA当日以降（落札社が承諾の場合） 50,000円+成約料+落札料+落札社の掛かる費用（逸失利益は含まない。）																												
(3) 落札社が、6日以内（オークション開催日を含む）に落札代金を決済しない場合	AA開催日を含む7日以降から、1日当たり 落札台数×2,000円を徴収する。 なお、落札代金決済遅延が度重なる者については、N D A A参加資格の取消しをすることができる。																												
(4) 書類期限が、開催日翌月末まで有効期限のあるものを再交付した場合	<p>必ずAA事務局を仲介して、下記金額にて差替えをする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>印鑑証明</th> <th>委任状</th> <th>譲渡証明書</th> <th>その他証明書 (謄本・住民票等)</th> <th>記入申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品社名義</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>出品社以外のディーラー・専業者名義</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>その他名義</td><td>30,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>						印鑑証明	委任状	譲渡証明書	その他証明書 (謄本・住民票等)	記入申請書	出品社名義	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	出品社以外のディーラー・専業者名義	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	その他名義	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	印鑑証明	委任状	譲渡証明書	その他証明書 (謄本・住民票等)	記入申請書																								
出品社名義	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円																								
出品社以外のディーラー・専業者名義	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円																								
その他名義	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円																								
(5) 落札社が、書類期限が開催日翌月の末日以前のものを承諾した場合（出品票に期限記載がある場合を除く。）	出品社より落札社へ10,000円を支払う。																												
(6) 落札社が、書類一式を紛失した場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品社名義</td><td>50,000円（実費含む）</td><td>30,000円（実費含む）</td></tr> <tr> <td>その他名義</td><td>100,000円（実費含む）</td><td>50,000円（実費含む）</td></tr> </tbody> </table>						普通車	軽自動車	出品社名義	50,000円（実費含む）	30,000円（実費含む）	その他名義	100,000円（実費含む）	50,000円（実費含む）															
	普通車	軽自動車																											
出品社名義	50,000円（実費含む）	30,000円（実費含む）																											
その他名義	100,000円（実費含む）	50,000円（実費含む）																											
(7) 落札社が、オークション開催月の翌月末迄に事務局に名変コピーを提出しない場合	AA開催日翌々月の1日に10,000円を課す。以後、7日ごとに10,000円を課す。																												
(8) 出品社及び落札社が、期限内に車両の搬出を行わなかつた場合	AA開催週日曜日以降から、1日あたり 搬出台数×2,000円を徴収する。 なお、日曜日以降の搬出が2ヶ月続いた場合、翌月の入場を不可とする。 以後、搬出の遅延が重なる者については、N D A A参加資格の取消しをすることができる。																												